

## 男女雇用機会均等から女性活躍推進へ ～女性の活躍を妨げる要因の特定と持続可能な経営のヒント～

男女雇用機会均等法が施行されて30年を迎えた2015年8月、女性活躍推進法が成立し、国の責務は9月4日から施行されましたが、来年4月から施行される女性活躍推進行動計画の作成・公表義務への対応が迫られ、検討を進めている企業も多いと思います。

性差、国籍、障害等の壁を作らないダイバーシティ経営は、持続可能な成長の条件であり、企業価値を高める経営戦略です。なかでも「女性活躍推進」は、人口減少・少子高齢化社会を支える重要課題として、政府の成長戦略のひとつに位置付けられています。

しかし、現実には多くの女性社員が妊娠を理由に退職や降格せざるを得ず、その後のキャリア形成や再就職に困難を来すケースもなお存在します。マタハラやセクハラの問題も、ますます深刻化しています。女性が働くことの在り方について、なにを改め、なにを強化すべきか、企業の真摯な分析と対応が求められています。

本セミナーでは、女性活躍推進法の内容、マタハラ及びセクハラの裁判例、経営・組織・事業に浸透させるヒント等、女性の活躍を実現する人事労務の対応と注意点を解説します。

**日 時** 2015年11月17日(火) 午後2時～午後5時

**場 所** 品川イーストワンタワー21階 大会議室 (裏面地図ご参照)

東京都港区港南2-16-1 JR品川駅 港南口デッキから徒歩1分

**内 容** 1. 女性活躍推進法の概要

2. マタハラとセクハラを巡る裁判と企業責任

3. 参考にしたい企業の取り組み

4. パネルディスカッション

女性の活躍によるダイバーシティ経営の実現のために

(司会) 木下潮音 弁護士

**主 催** 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会

**参加費** 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで)無料

日本CSR普及協会 事務局 宛 (FAX:03-3583-2699) 切り取り不要

第3回研修セミナーに出席を申し込みます。【申込締切日: 11月6日(金)】

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号 \_\_\_\_\_) ③その他( \_\_\_\_\_ )

2. 住 所 〒 \_\_\_\_\_ (電 話) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (e-mail) \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

フリガナ

3. 氏名 \_\_\_\_\_ ご所属 \_\_\_\_\_ (企業名・部署名・弁護士会)

4. ① 協会会員 ② 協会理事 ③ 近畿支部会員 ④ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話 03-3568-3891) <http://www.jcsr.jp>  
ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。



### JR 品川駅までの経路と所要時間

